

市税の滞納整理を実施中です

納期限までの納付にご協力ください

市の健全な財政運営を進めるうえで、市税は大切な自主財源です。

●市税を滞納すると

市税を納期限までに納めないと、延滞金も含めて納めていただくこととなります。また、督促状や催告書、電話などによる催告にもかかわらず、納付されない場合には、給与

や預貯金の差し押さえなどの滞納処分を受けることもありえます。

納期限までに市税を納付することができない場合には、納税課へご相談ください。

●口座振替を利用しましょう

口座振替の申し込みをすれば、納期ごとの納め忘れもなく便利で確実です。また、コンビニエンスストアやパソコン、携帯電話を使つてのインターネットバンキ

ング、ページ1対応のATMでも納めることができます。

●納税相談・受け付け
時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）
場所 納税課（市役所1階）

※納税については、午後5時15分から6時30分まで税証明交付コーナー（市役所1階）で受け付けています。

問い合わせは、納税課納税担当（☎内線239）へ。

税務署からのお知らせ

問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226）または桐生税務署（☎223121自動音声に従い「2」を選択）へ。

●医療費控除を適用する場合

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

ただし、提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが

償却資産の申告は1月31日(水)までに

平成30年1月1日現在で、工場や商店などの事業に使用することができる機械、装置、工具などの償却資産は、平成30年度分の固定資産税の対象となります。

償却資産を所有する事業者には、12月中旬に申告用紙を送付しますので、市役所1階の税務課または新里・黒保根支所市民生活課へ申告してください。

また、インターネットを利用して地方税の手続きができる「エルタックス」でも申告できます。

問い合わせは、税務課家屋担当（☎内線232・233）へ。

●セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う人が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、通常の医療費控除の適用がセルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を選択することができます。

セルフメディケーション税制による医療費控除の適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出と適用を受ける年中に一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

平成30・31年度 建設工事入札参加資格 の申請を受け付けます

参加を希望する業者は、必ず申請の手続きをしてください。

申請は、ぐんま電子入札共同システムのホームページ（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）から行ってください。

受付期間は、平成30年1月4日（木）から29日（月）まで（午前9時～午後5時、土、日、祝日を除く）です。新規登録の場合は、予備登録と本登録の手続きが必要です。

問い合わせは、契約検査課工事検査担当（☎内線553）へ。

地区計画の変更に関する 計画案の縦覧

都市計画法に基づいて定めている地区計画（3地区）の変更にあたり、案の縦覧を行います。

○変更する地区計画の名称

- ①桐生都市計画桐生駅周辺地区地区計画
- ②桐生都市計画新堀地区地区計画
- ③新里都市計画桐生武井西工業団地地区地区計画

○計画案の縦覧

期間＝12月11日（月）～25日（月）

時間＝午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

縦覧場所＝都市計画課（市役所5階）

○意見書の提出

意見のある人は12月25日（月）まで（必着）に、住所・氏名・意見（原稿用紙1枚程度、様式自由）を記入し直接または郵送で都市計画課（〒376-8501桐生市役所、☎内線744）へ。

問い合わせは、都市計画課都市計画係（☎内線744）へ。

車名	トヨタ ランドクルーザー
型式	KC - HZJ77V
初年度登録	平成7年6月
走行距離	115,152 k m (平成29年10月18日現在)
排気量、燃料	4.16L、軽油
最低売却価格	650,000円

不要になった公用車を入札により売却します。売却車両は次のとおりです。

公用車を売却します

- 入札について
- 期日 12月26日（火）
- 時間 午後1時30分から
- 場所 市役所6階603会議室
- 申し込み 12月11日（月）から22日（金）まで（土・日曜日を除く）に申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、直接市役所2階の水道局総務課へ。
- 申込用紙と要領は水道局総務課のほか、市ホームページにもあります。
- 問い合わせは、水道局総務課庶務係（☎内線323）へ。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」再発行は桐生年金事務所へ

平成29年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるための年末調整や確定申告を行うときには、日本年金機構が国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。

11月上旬に郵送されていますので、各書類に添付していただきます。紛失してしまった場合などは、桐生年金事務所まで再発行ができます。なお、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた人へは、平成30年の2月上旬に送付します。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）へ。

都市計画道路網の見直しに着手します

市では、昭和12年に最初の都市計画道路決定以降、順次整備を進め、これまでに都市計画道路の総延長のうち約半分の整備を完了しています。

人口・交通量の減少などの社会情勢の変化や、集約型都市構造形成の必要性を踏まえ、長期間にわたり未着手となっている路線を対象に、都市計画道路網の見直しに着手します。今後、交通量推計や路線の整備実現性などの技術的な検証を行い平成30年度末の方針策定を目指し、見直し作業を進める予定です。

見直し作業の経過などについては適宜、市ホームページに掲載します。また、行政の原案ができ次第、説明会などで市民の皆さんの意見を伺う予定です。

問い合わせは、都市計画課計画係（☎内線744）へ。

登録型本人通知制度

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付したことを通知する制度で、委任状の偽造など、不正請求の防止や事実関係を確認できます。



- 通知内容 証明書の交付年月日、種類、通数、交付請求者の種別（代理人または第三者）
- 対象 市内に住民票または本籍のある人（除かれた人も含む）
- 申し込み 本人確認書類（運転免許証、顔写真付き住基カード、個人番号カード、パスポートなど）を持参し、市民課（市役所1階）へ。
- 登録期間 登録日から3年間
- 問い合わせは、市民課住民係（☎内線246）へ。